

第 9-10 表 育児に対する経済的支援（児童手当等）

Table 9-10: Financial support for childcare, including child benefits

	日本		アメリカ	イギリス	
種別	児童手当	扶養控除 (所得税、住民税)	児童税額控除	児童給付	児童税額控除
根拠法	児童手当法（1971年）	所得税法（1965年）、 地方税法（1950年）	1997年納税者救済法	1975年児童給付法	2002年税額控除法
管理運営	市区町村（公務員は所属庁等で実施）	国税庁、都道府県、市区町村	内国歳入庁	歳入関税庁	歳入関税庁
財源	国、地方（都道府県、市町村）、事業主拠出金、こども・子育て支援納付金で構成（注1）			一般財源	一般財源
受給（適用）要件	支給対象： 高校生年代まで（18歳に到達後の最初の年度末まで）の国内に住所を有する児童 受給資格者： 監護生計要件を満たす父母等	控除対象： 扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の者	17歳未満の子がいる者 ※2021年はアメリカ救済計画法により、18歳未満に拡大	16歳未満（フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳未満）の子を扶養している者 ※収入が年間で5万ポンドを超える所得者を世帯に含む場合は、減額措置あり	就労税額控除の適用を受けており、16歳未満（フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳未満）の子を扶養している者 ※収入等に応じた減額措置あり
給付（控除）内容	・3歳未満は第1子・第2子は月額1万5000円、第3子以降は月額3万円 ・3歳以上高校生年代までは第1子・第2子は月額1万円、第3子以降は月額3万円		子1人当たり： 2000ドル／年 ※2021年はアメリカ救済計画法により、子1人当たり3000ドル／年、6歳未満の場合は1人当たり3600ドル／年へと拡大	第1子： 25.60ポンド／週 第2子以降： 1人当たり16.95ポンド／週（2024年度）	家族控除（注2）： 545ポンド／年 児童加算： 1人当たり3455ポンド／年（2024年度） ※障害を持つ児童の場合はさらに加算あり

注 1) 子ども・子育て支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行。3歳未満は、被用者は支援納付金 3/5、事業主 2/5、非被用者は支援納付金 3/5、国 4/15、地方 2/15。3歳以降は、被用者は支援納付金 1/3、国 4/9、地方 2/9、非被用者は支援納付金 1/3、国 4/9、地方 2/9（公務員は所属庁 10/10）。

2) 家族控除の適用は、2017年4月6日の制度改正以前に出生した児童を含む場合のみ。また、制度改正以降に出生した児童がいる場合、支給対象は2名分まで。

第 9-10 表 育児に対する経済的支援（児童手当等）（続き）

Table 9-10: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

	ドイツ			フランス（注4）	
種別	児童手当 (Kindergeld)	児童加算 (Kinderzuschlag)	児童控除 (Kinderfreibetrag)	家族手当 (Allocations familiales)	乳幼児迎え入れ 手当(Paje)の基礎 手当
根拠法	1996年租税法62 条及び児童手当 法	児童手当法	1996年租税法	社 会 保 障 法 典 L521-1 ～ L521-3 条	社会保障法典 L531-1条
管理 運営	家族金庫（連邦雇用エージェンシー内に 付設）、監督指揮権は、連邦家庭省に ある		税務署	全国家族手当金 庫(CNAF)	同左
財源	一般財源 (連邦：100%)	同左		企業の拠出金：43.8%、一般福祉税 など租税：22.1%、諸手当に対する国 及び県の負担金：21.9%（CNAFの主 な財源、2012年）	
受給 (適用) 要件	18歳未満（教育 期間中の子につい ては25歳未満、失 業中の子につい ては21歳未満、25 歳到達前に障害を 負ったことにより就 労困難になった子 については無期 限）の子を扶養し ている者	同左。低所得の親 に対して児童手当 に加算して支給。 当該の子が児童手 当の支給対象で、 両親の所得が900 ユーロ（ひとり親は 600ユーロ）以上 で、当該給付によ り失業給付Ⅱや社 会扶助の受給が不 要になる場合	子を養育する場 合、一定額が控除 対象となる (注3) 「児童扶養控除」 と「養育教育控 除」がある	20歳未満の子を2 人以上扶養してい る者（所得制限な し）	出産した子につい て3歳まで、養子 縁組の決定の日か ら3年間、子の20 歳の誕生日まで。 所得に応じて制限 がある
給付 (控除) 内容	1人につき250ユーロ (2024年)	児童1人につき 292ユーロが上限 (2024年)	児童1人につき夫 婦の場合6612ユー ロ（親1人当たり 3306ユーロ）。こ のほかBEA（介護・ 教育・訓練）手当 は夫婦の場合 2928ユーロ（親1 人当たり1464ユー ロ） したがって、夫婦合 計で年額9540ユー ロ（2024年）	子の年齢や数に応 じて決まる 20歳未満の子が2 人おり、年収が7万 4966ユーロ以下 で、2人とも14歳未 満である場合、月 額148.52ユーロ (2024年12月現 在)	子が1人で、片方し か収入がない夫 婦・カップルで、年 収が2万9120ユー ロ以下の場合、あ るいは2人とも収入 があり、年収が3万 8483ユーロ以下の 場合、月額193.31 ユーロ（2024年12 月現在）

出典：厚生労働省「海外情勢報告」、[日本] 厚生労働省、内閣府、財務省、[イギリス] Gov.uk等、[ドイツ] 家庭・高齢者・女性・青少年
省(BMFSFJ)、[フランス] 家族手当金庫(CAF)、政府公共サービスサイト

注 3) 児童手当は毎月支給されるが、暦年終了後、所得税の査定に当たり、所得控除の方が児童手当よりも有利である場合には、所得控除が
適用されるとともに、児童手当が精算される。このほか養育関連費用については、2012年以降、親子の境遇にかかわらず課税対象から控除
される。

4) 上記以外に様々な家族給付があるほか、税制上又は年金上の優遇措置がある。